

## 佐賀サイクリングクラブ 工具・のぼり設置公募要領

### (目的)

第1条 この要領は、佐賀県内において、サイクリストを受け入れる意向がある施設等(以下、「施設」という。)に自転車の修理やメンテナンスに使用する工具とのぼりを設置することで、県内のサイクリストの受入環境を整備することを目的とする。

### (設置対象施設)

第2条 設置に応募できる対象施設は、次に掲げる事項を全て満たす施設とする。

- ① サイクリストを迎え入れたい意向があり、工具・のぼりの取り扱いに関して申込 LoGo フォームに記載されている内容に同意できる店舗及び観光施設
- ② 「佐賀サイクリングクラブ(SCC)」サイトに店舗情報を掲載することに同意する施設
- ③ 「県事業で設置を行っているサイクルラックを設置または設置を予定している施設

### (設置個数)

第3条 本公募で設置する工具の個数・のぼりの枚数については、原則 1 施設につき 1 セット・1 枚とする。複数個の設置を希望する場合は佐賀県観光課と協議すること。

2 設置する施設数については、予算の範囲内で決定する。

### (申込)

第4条 工具・のぼりの設置を希望する施設は、県が定める期日までに申込及び工具・のぼり設置店舗情報提供を LoGo フォームにて行わなければならない。

2 県は、期日までに提出された前項の申込内容を審査し、第 2 条の規定に適合する施設と認められた場合、施設に対して設置決定通知を送付する。

3 工具・のぼりの設置日については、別途県もしくは設置委託事業者から連絡をする。

4 設置予定数を上回る応募があった場合には、第 2 項の規定にかかわらず、別途制定する工具・のぼり設置優先基準をもとに設置施設を選定する。選定の結果、第 2 条の規定に適合する施設と認めながら設置が決定できなかった施設については、次回の募集開始時に設置意向の確認を行うものとする。

### (管理保管)

第5条 工具・のぼりは県から無償で提供するため、自己の責任において、適切な管理・活用をしなければならない。

2 提供された工具・のぼりを故意に紛失・破損した場合は、自費での再設置に努めること。

※困難な場合には佐賀県観光課と協議の上、取り扱いを決定する。

3 県観光連盟 HP に掲載している情報に変更(移転・閉店等)があった時または工具・の

ぼりを紛失・破損した時には、速やかに県観光課まで連絡すること。

4 提供された工具・のぼりについて、県が定期的に管理状況の確認を行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、別途県が定める。